

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第6条の規定により、準天頂衛星システムの運用等事業を特定事業として選定したので、同法第8条の規定により、客観的な評価の結果を公表します。

平成24年11月28日  
内閣総理大臣 野田 佳彦

## 準天頂衛星システムの運用等事業 特定事業の選定について

### 1. 事業の名称

準天頂衛星システムの運用等事業（以下「本事業」という。）

### 2. 事業の対象となる公共施設等の種類

準天頂衛星システムに係る衛星管制、測位関連サービス（測位補完、サブメータ級測位補強、センチメータ級測位補強及び公共専用信号配信）の提供及びメッセージ通信関連サービス（簡易メッセージ配信及びメッセージ通信）の提供を行うために必要な施設

### 3. 公共施設等の管理者等

内閣総理大臣 野田 佳彦

### 4. 事業の内容

選定された民間事業者（以下「落札者」という。）は、本事業の遂行のみを目的とした会社法（平成17年法律第86号）に定められる株式会社（以下「SPC」という。）を設立し、以下の業務を実施する。

- ・ 総合システムの設計・検証等及び地上システムの開発・整備等に関する業務
- ・ 地上システムの維持管理等に関する業務
- ・ 総合システムの運用等に関する業務

なお、衛星本体は、内閣府（以下「国」という。）が別途調達する。

また、落札者は、航空保安無線施設の設置許可等の許認可等を取得したうえで SBAS（Satellite-Based Augmentation System）にも対応するサービスを提供する可能性について、事業契約の締結までに、国とともに検討を行う。

### 5. 事業方式

本事業は、SPCが自らの資金で総合システムの設計・検証等並びに地上システムの開発・整備等及び維持管理等を行うとともに、これらを用いて総合システムの運用等を行う。

なお、公有地上又は私有地上において本事業を実施する場合は、事業期間等終了時点（本事業の事業期間が終了するまで又は衛星システムの軌道外投棄が終了するまでのいずれか遅い時点をいう。）後も国へ地上システムの譲渡を行わないものとし、国有地上において本事業を実施する場合は、事業期間等終了時点にSPCが地上システムを撤去することを基本とする。

## 6. 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結の日から平成45年3月末までとする。

ただし、事業期間終了時以降も総合システムの運用等を継続する必要がある場合、国は、SPCに事前に通告することにより、国が指定する日まで本事業の事業期間を延長することができる。

## 7. 本事業の実施に要する費用

本事業は、いわゆるサービス購入型によって実施するものとし、SPCが本事業を実施するにあたり要する以下の費用を、国が事業契約に基づき、総合システムの運用等を開始してから事業期間終了までの期間にわたり平準化して支払うこととする。

- ・ 施設・設備整備費
- ・ 維持管理費
- ・ 運用費
- ・ その他の費用

また、SPCは、準天頂衛星システムが提供するサービスについて、災害発生時等の緊急の利用を妨げない範囲において、関係機関に有償サービスを提供し、サービスの利用料の一部を自らの収入とすることができる。

## 8. 公共施設等の立地並びに規模及び配置

### (1) 公共施設等の立地に関する事項

地上システムについては、原則として、民間事業者が事業期間等終了時点までの期間にわたり安定的な運用が可能な地点において、業務要求水準書の条件を満たす事業実施用地及び建物を自ら確保することとする。ただし、事業期間等終了時点まで本事業を実施するために必要な使用権原が確保されることを条件として、賃貸借によることもできる。

また、事業場所については、国有地上、公有地上又は民有地上のいずれによることも可能であり、詳細は民間事業者の提案によるものとする。

### (2) 公共施設等の規模及び配置に関する事項

SPCは、地上システムの開発・整備等について、業務要求水準書に示された事項を遵守するものとする。

## 9. 本事業をPFI事業として実施することの定量的評価

本事業について、国が直接実施する場合とPFI事業として実施する場合を比較するにあたって、その前提条件を別紙のとおり設定した。

当該前提条件のもとで、本事業をPFI事業として実施することによる定量的効果に

ついて分析を行ったところ、国が直接実施する場合に比べて、本事業に必要な国の財政負担は、現在価値ベースで約6.4%軽減されることが見込まれる結果となった。

#### 10. 本事業をPFI事業として実施することの定性的評価

本事業をPFI事業として実施する場合には、次のような定性的効果が期待される。

- ・ 衛星測位分野等における民間の技術力やリスク管理能力を活用することによる、確実かつ効率的な地上システムの開発・整備等、安定した運用等の実現
- ・ 開発・整備等、維持管理等及び運用等の一括発注による、各業務間の連携・整合性の向上及び業務の効率化
- ・ 民間資金の活用による財政負担の平準化
- ・ 関係機関への有償サービスの提供が実現した場合における財政負担の低減
- ・ 総合システムの運用等に係る新たな人員の確保や訓練等が不要となり、国は本事業に係る業績監視（モニタリング）及び宇宙政策全般に係る業務に注力することが可能
- ・ 宇宙基本計画（平成21年6月2日 宇宙開発戦略本部決定）にうたわれる宇宙産業の育成・強化

#### 11. 本事業をPFI事業として実施することの総合的評価

本事業をPFI事業として実施することにより、定量的効果及び定性的効果を期待できることから、本事業をPFI事業として実施することが適当であると認め、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第6条の規定に基づき、本事業を特定事業として選定する。

## 別紙 定量的評価の前提条件

1. PSC と PFI-LCC と VFM の値		
項目	値	公表しない場合はその理由
① PSC (現在価値ベース)	(非公表)	・その後の入札等において公正な競争が阻害されるおそれがあるため
② PFI-LCC (現在価値ベース)	(非公表)	
③ VFM (金額)	(非公表)	
④ VFM (割合)	約 6.4%	

2. VFM 検討の前提条件		
項目	値	算出根拠 (公表しない場合はその理由)
① 割引率	4.0%	・「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針」を踏まえ、4.0%に設定した。 (実質値ベースの割引率)
② 物価上昇率	—	・各業務の費用は実質値によるため、事業費の算定には物価上昇率は加味しない。
③ リスク調整値	1.5%	・民間事業者に移転したリスクについて、定量化が困難であるため、これに関して保険を付保した場合の保険料相当額を調整した。

※1 有償サービスの提供の効果については、民間事業者の提案により実施されるため、考慮していない。

※2 上記に加えて、税の還元等の調整として、国が支払う消費税等（5%）のうち国税相当分（4%）及びSPCが支払う法人税等のうち国税相当分を還元している。

3. 事業費などの算出方法			
項目	PSC の費用の項目	PFI-LCC の費用の項目	算出根拠
① 施設・設備整備費の算出方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合システムの設計費</li> <li>・ 地上システムの開発・整備費</li> <li>・ 総合システムの検証等に要する費用</li> <li>・ 本事業に必要な周波数の確保に係る支援に要する費用</li> <li>・ 開発・整備期間における利用拡大方策の実施に要する費用</li> <li>・ 開発・整備期間における準天頂衛星システム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合システムの設計費</li> <li>・ 地上システムの開発・整備費</li> <li>・ 総合システムの検証等に要する費用</li> <li>・ 本事業に必要な周波数の確保に係る支援に要する費用</li> <li>・ 開発・整備期間における利用拡大方策の実施に要する費用</li> <li>・ 開発・整備期間における準天頂衛星システム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ PSC の各経費については、本事業の実施に必要な各業務を個別に発注したと仮定し、これまでの事業実績及び市場調査等をもとに算出した。</li> <li>・ PFI-LCC の各経費については、民間事業者の事業管理能力や技術的知見等のノウハウや創意工夫により実現できると想定される費用を</li> </ul>

	<p>に関連する会合への出席等の対応に要する費用</p>	<p>に関連する会合への出席等の対応に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者の開業に伴う諸費用</li> <li>・ 建中金利</li> <li>・ 融資組成手数料</li> <li>・ 割賦手数料 等</li> </ul>	<p>見込んで算出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資金調達条件については、過去の PFI 事業の実績等を参考としたほか、近時の類似 PFI 事業を元に設定。</li> </ul>
② 維持管理費の算出方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地上システムの維持管理費</li> <li>・ 地上システムの更新費等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地上システムの維持管理費</li> <li>・ 地上システムの更新費等</li> </ul>	
③ 運用費の算出方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合システムの運用に要する費用</li> <li>・ 本事業に必要な周波数の維持に係る支援に要する費用</li> <li>・ 運用期間における利用拡大方策の実施に要する費用</li> <li>・ 運用期間における準天頂衛星システムに関連する会合への出席等の対応に要する費用 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合システムの運用に要する費用</li> <li>・ 本事業に必要な周波数の維持に係る支援に要する費用</li> <li>・ 運用期間における利用拡大方策の実施に要する費用</li> <li>・ 運用期間における準天頂衛星システムに関連する会合への出席等の対応に要する費用 等</li> </ul>	
④ その他の費用の算出方法	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ S P C の管理費</li> <li>・ S P C の税引前利益等</li> </ul>	